

第1章 計画の概要

1 計画の趣旨

歯と口腔の健康づくりは、心身の健康の保持増進や生活の質の向上に重要な役割を果たしています。

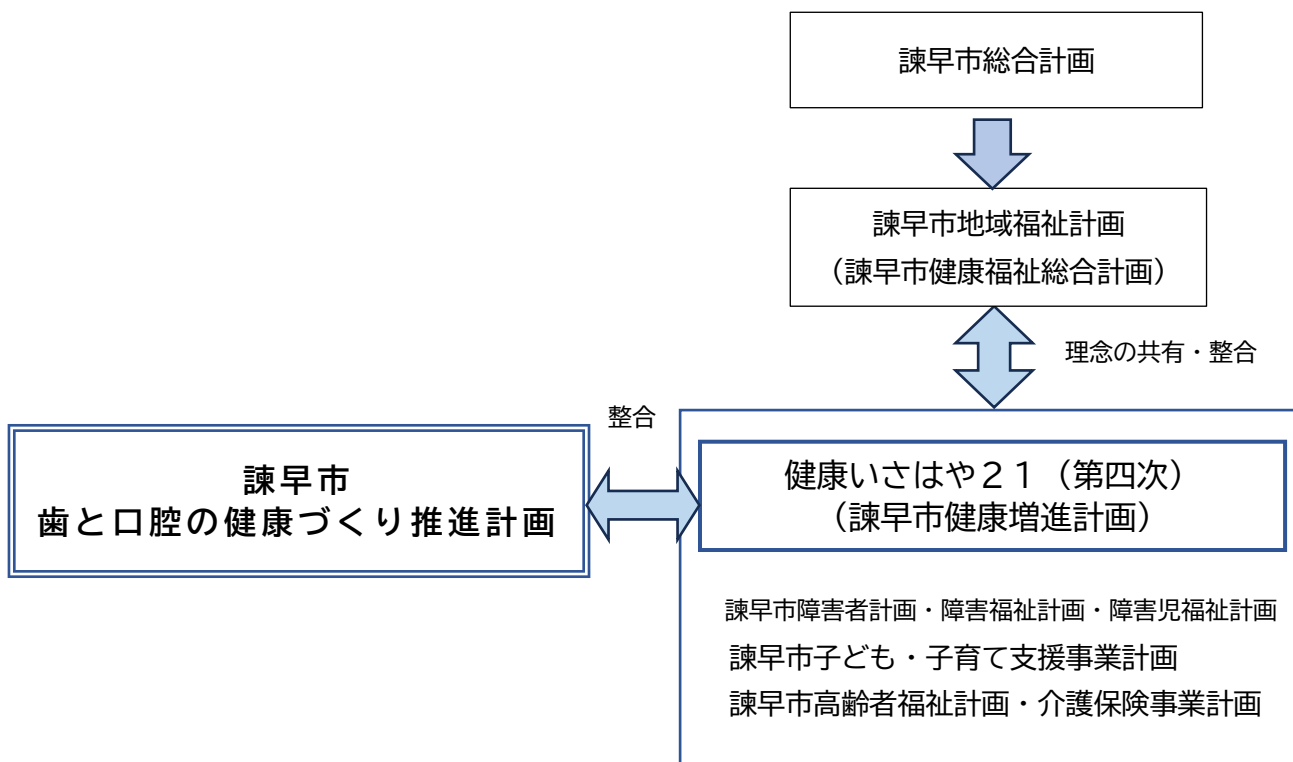
国は、平成23年8月に歯科口腔保健の施策を総合的に推進することを目的として「歯科口腔保健の推進に関する法律」を制定し、これに基づき平成24年には「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を告示しました。さらに、令和6年度から令和17年度までの「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」（歯・口腔の健康づくりプラン）を策定し、歯と口腔の健康づくりを推進することとしています。

長崎県では、歯・口腔の健康づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を通じて県民の健康増進に寄与することを目的に、平成22年に「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」を施行しました。その具体的な対策を実践する戦略として、条例に基づいた「歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）」を策定し、様々な取り組みを推進しています。

諫早市では平成18年から策定している「健康いさはや21（健康増進計画）」により、ライフステージに応じた歯と口腔の健康づくりに取り組んでいますが、今後更なる充実と総合的かつ計画的な推進を図り、市民が健やかに生き生きと生活できることを目的として、「諫早市歯と口腔の健康づくり推進計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

- 本計画は、国の「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」及び「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）」との整合性を図ります。
- 本計画は、長崎県の「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」及び「歯なまるスマイルプランⅢ（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）」との整合性を図ります。
- 「諫早市地域福祉計画」、「健康いさはや21（第四次）」との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画は、令和6年度を初年度とし、令和17年度を最終年度とする12年間の計画とします。なお、国の方向性や社会情勢の変化等に対応するため、令和11年度に中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度
国	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（第二次）											
						中間評価					最終評価	次期プラン策定
県	歯なまるスマイルプランⅢ （長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）						歯なまるスマイルプランⅣ（予定）					
市	健康いさはや21（第四次）											
	諫早市歯と口腔の健康づくり推進計画											
						中間評価						最終評価